資料１－８

不正行為の防止のために大学に周知する事項（案）

１．体制の整備

(1)　学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

必要に応じて、受験者の大学入学後に選抜における不正行為が明らかとなる場合を想定した入学取消しに関する規程の整備等も検討する。

(2)　試験の実施における緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行い、教員及び事務職員が一体となり、出願から試験実施、評価・判定、入学に至るまでの業務を一貫したプロセスとして管理することにより、円滑かつ公正な入学者選抜に努める。

各段階を通じて、必要な情報の真正性の確認や本人確認等を徹底するとともに、その情報の適切な共有を行うことにより、関連する業務の連続性に留意する。

(3)　特に大学院入学者選抜においても、不正行為防止対策を部局のみに委ねることなく、本部において必要な情報の共有や、統一的な不正行為防止対策の検討、必要な体制の整備等を行う。

２．募集要項による周知

(1)　入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定するため、必要な出願書類を求める。

例えば、各大学の判断により、外国人留学生を対象とした選抜以外の選抜区分であっても、日本の高等学校等を卒業していない受験者に対して、必要に応じて日本語能力試験や英語資格・検定試験の結果等を追加の出願書類として求めることなどが考えられる。

また、外部試験団体の成績を求める場合には、デジタル方式により実施団体から大学に直接送付される証明書等、真正性の確認がより確実に行える手段を活用することが望ましい。

(2)　募集要項等に以下の点を明記して周知する。

①　出願書類や願書への記入事項は真正なものに限ること、顔写真の要件やその加工は認められないこと、これらが虚偽・加工であった場合の取扱い（不正行為として扱われる等）

②　所持品として試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）

（近年、小型イヤホンやスマートグラス等が不正行為に用いられていることに留意するとともに、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、大学の実情に応じて、例えば、試験開始前に電源を切らせて鞄に収納させること、違反した場合の扱い等についても説明を行う。）

③　不正行為に該当する行為及び罰則

④　必要に応じて追加的な確認を行ったり、警察に被害届を提出したりする場合があること（各大学の判断により、例えば、追加的な書類の提出や試験当日の別室での聴取、所持品検査があり得ることを記載することなどが考えられる。）

３．出願書類の審査

(1)　出願書類（卒業証明書、成績証明書、推薦書等の提出書類を含む）の審査のために必要な体制を整備し、記入事項や書類の真正性の確認を行う。真正性に疑義がある場合には、必要に応じて志願者に対して願書の修正や追加書類の提出を求める。

外部団体の発行した書類の審査に当たっては、デジタル方式やＱＲコードの活用などにより真正性の確認を行うとともに、必要に応じて発行元機関への照会を行うことも考えられる。

４．試験の実施

(1)　試験当日には、必要な体制を整えた上で、受験票の写真との照合を行う等により、本人確認を徹底する。また、受験票との照合だけでは十分な確認ができない場合等に、より確実な本人確認ができるよう、マイナンバー

カードやパスポート等の身分証明書を持参するよう募集要項等で求めるとともに、当日も必要に応じて身分証明書の提示を求めたり、本人確認のための質問を行ったりする等の追加的な対応を行う。

各大学においては、当日の本人確認の方法や、受験票との照合だけでは十分な確認ができない場合の対応手順等をあらかじめ定めるとともに、監督者等に周知する。

この際、例えばあらかじめ受験者に周知した上で、顔認証システムを活用する等、教職員の負担を軽減しながら本人確認を確実に行うための工夫を講じることも考えられる。

(2)　学力試験、筆記試験その他試験室において受験者に解答等を行わせる試験を実施するに際しては、多様な受験者の特性や試験への集中に十分配慮しつつ、不審な行為があった場合に監督者から試験本部に報告する判断基準や指示系統を整備し、監督者に周知する。

また、監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行う。その際、例えば、服装、手の位置、目線等、巡視時に注意を要する観点を監督者等に周知するとともに、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保する。

(3)　オンラインによる試験を実施する場合には、受験票や身分証明書との照合などによる本人確認を徹底するとともに、後日必要に応じて検証できるよう、あらかじめ受験者に周知した上で試験の様子を録画してデータを保存する。

また、各大学の判断により、試験を行う端末とは別のスマートフォンのカメラなどを組み合わせた周囲の確認や、セカンドディスプレイ、起動中のアプリケーションの確認など不正行為を防止するための措置を講じる。

５．入学時及び入学後の確認

(1)　学生証の手交など入学に際して対面での手続きの一環においても、入学者選抜と同等の十分な本人確認を行う。その際、受験票の写真との照合だけでは十分な確認ができない場合の対応方法等をあらかじめ定めるとともに、あらかじめ入学者に周知した上で、必要に応じて身分証明書や試験当日の受験者の記録とも照合を行う。

特に、オンラインで試験を実施した受験者については、初めての対面での本人確認となる点に留意する。

(2)　入学後の学生についても、新たな情報があった場合や、語学力や学業成績が著しく不振であるなど、入学者選抜時の情報との乖離が激しい場合などには、必要に応じて選抜時の記録との照合を行うなど、適切な検証ができる体制の整備に努める。